

行政視察報告書 (No.1)

令和7年8月6日

代表者 野々村博美様

報告者氏名 (代表) 黒沢清一

次のとおり、視察をしましたので関係書類を添えて報告いたします。

1 視察者氏名

黒沢清一	野々村博美	滝沢真一	阿部 希
佐藤高志			

2 視察期間

令和8年7月26日 ～ 令和7年7月27日

3 視察先、視察事項、選定理由

視 察 日 時	視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由
令和7年7月26日 13時00分～ 17時00分	第67回自治体学校	
令和7年年7月27日 10時00分～ 16時00分	第67回自治体学校	
年 月 日 時 分～ 時 分		

分科会 8「公共交通の改善・充実で住み続けられる地域に」

講師：金沢大学名誉教授 西村 茂氏

運転手不足、燃料費の高騰は全国共通の課題となっている。今大きなビジョンが必要で、従来の交通手段だけでは、自家用車に依存する現状は変えられなかった。自治体の予算支出の優先順位、充填項目を変えることが求められている。という視点からの問題提起でまさにこの指摘は、市民の切実な要求からしても長野市にも当てはまると痛感する。

電車・バス・コミバス・タクシーだけでなく新しい移動サービスの活用、移動手段のネットワーク化が求められ、運転免許がなくても住み続けられる地域にどうすれば良いか、真剣な検討が必要。

飛騨市、都内民営バス、松戸市などの取り組みが紹介されたが、飛騨市の取り組みが参考になった。住民からの聞き取り名古屋大学との間で「地域公共交通に関する連携協定」を締結し、公共交通を専門とする研究員が毎月一週間ほど飛騨市に滞在し、市の担当者の業務を支援、住民・利用者の聞き取り調査なども一緒に行い海内を整理して、バス路線の再編方針を示し、その後は利用者の増加が増えている。

自治体職員は異動があり、専門知識を身につけ、業務に活かすことが困難であるが、大学などの専門家が入ることで円滑に議論が進む効果が期待できる。

長野市の場合も AI を活用したデマンド交通、乗合タクシー、福祉自動車、スクールバス・タクシー、巡回バスなど多様な手段を取り入れてきた経過があるのだから、電車、幹線バス、などを含め、住民、行政、専門家の一体となった公共交通の再編強化を直ちに行うべきである。

行政視察報告書 (No.2)

(視察参加者必須)

報告者氏名 黒沢清一

月日	視察先	視察結果 (参考となった事項、考察)
7月26日 (土)	第63回自治体学校	○参考となった事項 ・基調講演：地方自治と地域・この1年から考える 中山徹 (自治体問題研究所理事長) ・記念講演：被爆80年、核兵器のない世界の実現をめざして・田中照巳 (日本原水爆被害者団体協議会代表委員) ○考察 ・戦争できる国づくりが着々と進んでいる。安保法制、安保三文書以降どのような変化が地域で起こっているか、それが地域と市民生活にどのような影響が起きているか明らかになった。地域の平和は、市民が安心して暮らし続ける大前提である。さらに、地域や自治体はどのようなことができるか、何をすべきか具体的に明らかになった。 ・国際法に反した戦闘行為で無数の命が奪われ、「核のタブー」さえも崩されようとしています。国内においても軍備拡大と憲法改悪の策動が強まり、「戦争する国づくり」を背景として、地方分権から中央集権への逆流も生じている。日本被団協のノーベル平和受賞を力に、被爆80年の今年を核兵器廃絶・平和・人権・憲法・地方自治へ向けた転換にすることが重要であることを認識した。

月日	視察先	視察結果 (参考となった事項、考察)
7月27日 (土)	第63回自治体学校	○参考となった事項 ・地域から持続可能な食と農と食のあり方を考える 助言者：関耕平 ○考察 ・生態系と調和した持続可能な農と食のあり方としてアグロエコロジーが世界から注目されている。食と農

		のシステムに関する科学・実践・社会運動の広がりの実践と学ぶことができた。その上で自治体政策に何が求められているのか、また地域の農業を支えるオーガニック給食と公共、調達の意義が注目され、その可能性が参考になった。
--	--	---

自治体学校 2025 東京

報告書

滝沢真一

全体会では「地方自治と地域 この一年を考える」をテーマに基調講演。安保法制、安保三文書以降、どのような変化が地域でおこっているのか。地域の平和は市民が安心して暮らし続ける大前提、自治体は何ができるのかを伺った。集団的自衛権を行使するための戦力の抜本的強化が行われている。米軍と自衛隊の一体化、新たな軍事ブロックが形成されている。その中で地方自治法が改正され、地方自治の形骸化が行われている。地方自治法に国の自治体に対する「指示」を明記。自治体は「指示」に対して「従わなければならない」。「指示」を出すのは「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生」または「発生する恐れのある場合」、「大規模な災害」「感染症がまん延」「その他」など。地方制度調査会では「非平時」とよび「自然災害」「感染症」「武力攻撃」の3類型を想定しており、今回の改正は「武力攻撃」を念頭に置いた改正。戦時体制をつくるには地方自治が障害になる。「指示」は憲法の本質である「国と自治体は対等」に反する為、限定的に運用してきた。一般法である地方自治法に「指示」を入れることは、国と自治体の関係が対等平等から主従関係に変化することになる。

基調講演ではノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳代表委員が記念講演を行った。自分はたまたま生き残った。生き残った中学生は本当にわずかしかなかった。核兵器は最悪の大量破壊兵器であり、廃絶しなければならない。強い意志を感じた。

分科会では、水道広域化と民営化「広域水道に住民の声はとどかない」として近藤夏樹自治労連公営企業評議会事務局長からの報告、各地からの水道広域化の現状が報告された。奈良県では県域水道の一本化がされたが、奈良市は有識者、市民代表、市議会議員をメンバーとする懇談会を5回開催。奈良市は自己水源を開拓し、守り続けてきたため、奈良県水に依存しておらず、県が提示した財政シミュレーションと市独自の財政シミュレーションを比較した結果乖離があり、単独での経営にメリットがあるとして広域化への参加を見送った。香川では2014年に県内すべての水道事業と県の用水供給事業を統合した広域水道事業と工業用水事業を行う事業団を設立した。経営基盤強化というが、広域化当初の赤字は4自治体ほどだったが、令和7年度予算では全ての自治体において赤字になった。広域化のメリットと言われた有利な生活基盤施設耐震化交付金で進める広域化事業及び運営基盤強化等事業の施設整備も財政悪化により進まず、工事の一部を先送り、施設整備事業費は縮小。広域化すれば施設整備が進む、水道料金もこの程度に抑えられる、との説明根拠になっていた広域化基本計画の財政収支試算と8年間の推移は大きな乖離があるとのことだった。あらためて水道事業の広域化は物価や賃金の上昇なども加味して慎重に検討する必要があると感じた。

第 67 回自治体学校 in 東京

2025 年 7 月 26 日（土）27 日（日）

阿出川 希

基調講演

「地方自治と地域 この 1 年を考える」 自治体問題研究所理事長 中山徹氏
核廃絶と平和、共存に向けた自治体の役割」

2015 年安保法制以降戦争する国づくりが行われてきた。現段階として、南西諸島では 2016 年から自衛隊基地の新設がされている。また、戦争を想定した避難計画の作成もされており沖縄県先島諸島 5 市町村（宮古島、石垣島、竹富島、与那国、多良間村）の住民 12 万人の九州、山口県への避難計画を発表している。また、安保法制以降、安保 3 文書、土地利用規制法、統合作戦司令部の設置、地方自治法改正、経済秘密保護法、日本学術会議法改正など進められてきた。

自治体の役割

地域の平和、安全が市民生活、地域経済の大前提であり戦争できる国づくりと市民生活向上、地域経済の発展は両立しない。

地方自治体が政府に協力しなければ戦争できる国づくりは進まないことも明らかとなっている。

特定利用空港、港湾の指定、管理者の同意が必要で、基地化が進んでいる沖縄の指定は 3 カ所のみ。沖縄県内の 13 空港のうち 12 空港は県が管理している。沖縄県内の 41 港湾のうち 39 港湾は県が管理者もしくは県が入った管理組合である。

地方自治体の果たす役割の大きさを理解した。国だけが勝手にすすめることは出来ないという事、首長の政治姿勢も大変重要である事を改めて感じた。また、首長の政治姿勢を議会で明らかにして市民の皆さんに知ってもらうことの意味も知った。地域や市民の皆さんと運動すると共に平和への意識醸成を図っていくことも重要である。

「被爆 80 年、核兵器のない世界の実現をめざして」

日本原水爆被害者団体協議会代表委員 田中てる巳氏

「ノーベル平和賞は、これまで何度も受賞するのではないかとこの機会があつたが受賞には至らなかった。今回も受賞の期待はしておらず、被団協の皆さんはそれぞれが別行動をしていた。自宅に帰ったら報道の人がたくさん来ていた」と当時の様子を話してくださいました。

ノーベル平和賞受賞のスピーチについては「国の起こした戦争の責任は国が取るべき」という言葉について、これまでも求めてきたが国は応じていない。2 度繰り返した。

被爆者だけではなく被爆者の看病をした家族も偏見や差別に晒され大変苦勞をされているなかでは被爆者だけが被害者ではなく家族も被害者である、と話されていたのが印象的であった。

戦争を経験された方が減る中で、被爆者の言葉を聴く機会は大変に貴重な時間であった。

戦争被爆国である日本が世界の先頭に立ち核兵器廃絶を訴えていくことが大切であると感じた。

分科会4「自治体 DX の現在—コスト・住民サービス・自治の視点から」

「行政のデジタル化政策の現状と課題」

行政デジタル化政策の推移

骨太方針 2022 では、デジタル化推進をしているが行政分野を中心に大きく遅れ活用が進んでいないことが明らかとなった。基本方針（2022.6）では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会としている。

デジタル行政改革会議（2023.10）

- ・公共サービス等に関し、システムの統一、共通化等で現場負担を減らすとしているが、システム設計の責任を負えない、カスタマイズできない等の課題ある。

骨太方針 2025 では「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へとし、DX の推進をしている。デジタル技術の社会実装、AI の研究開発・活用、デジタル人材の育成、デジタル行財政改革、デジタルガバメント、医療、介護、教育、物流、防災等の DX とあらゆるところで AI としており、AI 市場が成長するとみている。民間だけでは難しいと国が介入している。

しかし、デジタル化による矛盾も生まれており、デジタル化としながら人材が足りない、競争力を求めながらもアマゾンやグーグル、マイクロソフトへの使用料の支払いで赤字拡大、サイバー攻撃の脅威の拡大、「デジタル化」に国民が追いつけず。

課題

- ・自治体の情報システム標準化作業の遅延
- ・情報システム運用費の「3割削減」の実現困難→ガバメントクラウド利用による経費増

標準化について、これまで各自治体が独自に行ってきたものが標準化により失われてしまう事、そもそもデジタル人材が足りないために作業の遅延が起きていること、DX の現状を知ることが出来た。今後の費用負担についても国が負担するのか等を確認していきたい。

参加者の中からは、小さな町村は今後どうなるのか？と、システムについても費用面でも不安が聞かれた。

1 日目：○基調講演 「地方自治と地域 この1年から考える」中山 徹 氏

今、自治体に求められているのは核廃絶と平和、共存に向けた役割である。それが国の主導で壊されつつある。本来、国と地方自治体は対等平等な立場であったのだが、今は主従体制、つまりは戦時体制を作るためのものとなりつつある。またそれにあたって、地方自治は邪魔なものとなってきた。

日本の科学がかつて戦争に利用されたことを反省して作られた日本学術会議は、安全保障技術研究推進制度、つまり学問が軍事利用されるおそれのある制度に反対する声明を出しているが、今年はその日本学術会議の在り方自体が、特殊機関から変えられてしまった。

20-30 年前では考えられなかったことが、非常に早いスピードで進んでいる。

今、日本で集めた税金はアメリカの軍事費の肩代わりと、アメリカ産の兵器を買わせるために使用されている。世界的に見ると海外での米軍の駐留数は減っているにもかかわらず、日本は逆に増えている現状。アメリカ本土を除くと、世界の米軍の 1/3 が日本に駐留しており、25 年度は防衛関連費が 8.4 兆、予算全体の 7.3% になると言われている。もしアメリカの言うとおりに防衛関連費を GDP 比 5% にするとすれば、予算規模でいうと現在からプラス 20 兆にもなり、これを全て消費税で賄うとした場合の税率は 18% にものぼる。他の防衛・国債関連以外の歳出を削るとなった場合には、25% 近く削らねばならず、どのみち住民生活への多大な影響は避けられない。

何より、これら防衛費がいくら使われようと地域住民への生活に対してほとんどプラスに働かない。それどころか、地方交付税が切り下げられる可能性もある。

一方で、「自治体が政府に協力しなければ、戦争できる国づくりは実現できない」ということも言える。例えば、特定利用空港・港湾の指定には管理者の同意が必要である。沖縄に存在する 54 のそれらのうち、51 ヶ所については県が関与しており、かつ県がそれに同意していない。苫小牧では寄港する船に対して核兵器を積んでいないか確認するようにしたら、アメリカのとある船舶は寄港を取りやめるという事も発生している。

以上より、地方自治体は、住民の生命と財産を守る為にしっかりとたたかっているべきであるし、それが国相手であろうと、しっかりと意見を主張していかなければいけない。その為に私たち議員としても、市長はじめ理事者の姿勢を質していく重要性を実感したところだった。

1 日目：○記念講演 「被爆 80 年、核兵器のない世界の実現をめざして」田中 熙巳 氏

被団協がノーベル平和賞に毎回ノミネートはされるが、全く期待していなかったのが事実。現に、受賞の発表がされるその日も、本人は行動しており不在だった。

平和賞だけはノルウェーが選出するというのがノーベルの遺言であり、またノルウェーは NATO 参加国であり、アメリカに気兼ねするような状況ではない。逆に言えば、今の世界はそれほど、核兵器の危険性が叫ばれているということである。

被団協も非常に高齢化が進んでおり、役員平均年齢が 86 歳で田中氏は最年長。しかし、証書活動を若い人たちが引き継いでくれている。そのような方々に頑張って欲しい、というのが今回のノーベル賞の意図ではないかと思ったとのこと。

田中氏自身も長崎で被爆した。当時、広島に原爆が落とされた際には新型の爆弾、というくらいしか情報が伝わってこなかった。当時中学生だった田中氏の同期は、当日広島でほとんどが野外での活動（道を作るための作業など）に勤しんでおり、生き残った人は本当に僅かだった。遺体やけが人が放置されて収容できない状況であり、無惨の一言。それが被団協の活動の原点である。

今地球上にある核弾頭は 1 万 2 千ほどであり、それがすぐ発射できる状況であり、危険極まりない。よく抑止力と言われるが、それは使用を前提として持つという意味であり、国際法違反である。

7 年間は占領軍がかん口令を敷いており、被団協として活動するまで 11 年のブランクが存在している。占領軍が居なくなっても、国や政府は何もしてくれなかった。その時にビキニ環礁での事件があり、そこで活動が大きく盛り上がった。戦争の被害は、国が戦争を起こした事によるものであるため、国が責任を負うべきであるという主張をしている。

今、私たち一人ひとりがどうしたらいいかを考え、どう動くかが大事になってくる。対話をしていくこと、また信頼を大事にしていくことが大事だと感じた。

2 日目：

○午前「地方自治の仕組みと法」山田 健吾 氏

そもそも大日本帝国憲法には地方自治の規定がなかった。市町村の条例の制定には内務大臣の許可が必要であり、市長も内務大臣が選任していた。府県は国の行政区画であった。

大正デモクラシーの影響で普通選挙（男だけ）が進むところもあったのだが、世界恐慌や満州事変をきっかけに軍国主義・中央集権的な仕組みが作られていった。

日本国憲法は国・内閣・司法・地方自治、それらが国民の権利を多重的に保障していく仕組みになっている。国や県といった大きな単位で出してくる様々な施策は、どうしても地方の実情に合わせきれない・カバーしきれないことがある。首相がどの都道

府県の出身であるか、だけでも考え方に差が出てしまう。そのため、その抵抗や是正を県や国に対してしっかりと求めていくのが地方自治である。憲法 92 条では防御機能があり、国のいいなりにならないものがある。95 条では地方自治特別法を定めるには自治体の住民投票での多数の同意が必要であり、94 条では地方自治への権限の付与もうたわれている。

そもそも地方自治とは、国や県による様々な事務処理の代理（法定受託事務）がメインではない。また、法定受託事務であろうと自治業務に対して国は口をはさむべきではない。

また逆に、住民の個人情報を守るという意味では自衛隊への名簿提供も行うべきではない。本来は国の依頼に対し、地方が突っぱねるべきであるが、職員の地方分権の意識はどこにいったのか不安になってくる。

各地方自治で作る条例についても、地方の実情に合わせてしっかりと整備していくべきである。国は法令先占論を出しているが、「そもそも法令で定義されていない」「同事項だが目的が異なる」「範囲外の対象を定義」は全く問題ないし、徳島県公安条例事件にあるように「地方によって実情に応じ、別の条例があったとしても矛盾するものではないと判断」され、「既にある規制を上回る条例」を制定することもできる。地方自治に本来あるべき姿は「その自治体に住む住民の福祉の増進」であり、国や県に対してその観点を第一に意見を述べていくことが大事である。

○午後「自治体財政のしくみと課題」 藤原 遥 氏

そもそも財政というのは、「社会の構成員の共同需要を、社会の構成員の共同負担で、社会の構成員の共同意思決定に基づいて運営される民主主義の経済」であり、簡単に言えば「共同の財布を皆で管理していく」ということである。

予算制度がとられており、自治体等の長は予算を調整し、議会の議決を得なければならない。また、情報公開や説明を行う責任も同様に存在する。

地方自治体の主人公はその住民であり、住民の意思に基づいて行われるべきである。

地方自治は、「住民が生活権を確立するために地方政治に参加してその主人公となること」である。これを充実させるには、事務配分に見合った自主財源配分の原則が必要で、それは自主財源の保障なしには地方自治は機能できないので、これを保障することを求める。公共性とは「住民の基本的な人権を侵害せず、住民の福祉を増進するもの」であり、またこれは時代やニーズによって変化していくものである。

しかし近年このスタンス自体が揺らいでおり、①政策誘導…交付税の補助金化が行われ国が政策をお金で誘導しかねない ②小規模自治体に対する合併誘導…係数を下げ

て事実上の兵糧攻めにする ③成果主義…トップランナー方式の導入。KPI など成果目標を位置づけ、成果主義の押し付け が行われている。

国の予算は6月に骨太方針が決定され、11月に総合経済対策が作られることもある。12月に財源不足補填策が検討される。またその他に経済政諮問会議が行われ、首相が民間有識者を入れながら行う。政府の方針の決定権を持つくらいに大きな影響がある。民主主義の観点からは良く無いものとされている。ここに財界のメンバが入ることとでその優遇策などが決められるとされているためである。

三位一体の改革は地方の合併を急速に推し進め、国庫補助4.7兆、地方交付税5.1兆を削る。議員の数は2万1千人減り、これも年1200億の削減になる。当然、住民の声は地方自治に届きにくくなり、サービスの低下が著しくなっている。

交付金を取得するために地方版総合戦略の策定、またそこへの市民参加が求められるものであるが、これは小さな自治体ほど影響が大きく、策定への難易度も高い。一方で国土形成計画としてコンパクトシティ、メガリージョンといったものが様々な都市で進んでおり、これも財政誘導の一つ。立地適正化計画の名の元で居住誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する際の補助が出るが、これが時限的な措置であり、考えなしにとにかくやれ、という形になりがちである。スマート自治体という単語も出てきているが、要するにこれらは自治体職員の削減を目的としているところ。

行きつくところは社会的弱者が取り残される冷たい政治。政策誘導、合併誘導、成果主義に地方が振り回され、交付金獲得競争に駆り出されるようになってしまっている。当然、本来このようなことはあってはならず、国の政策の抜本的な転換が必要とされる。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 7 月 4 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費			
	調査旅費			
	資料作成費	カラー複合機賃貸借料	3,300	✓
	資料購入費	コピー利用料 6月分	2,907	✓
	広報・広聴費	振込手数料	330	✓
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	6,537 円 ✓

(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付

電信扱



1
出納済

7.7 収入印紙

1. 現金・小切手
2. 現金・手数料が
3. 現金・非課税
4. 現金・非課税

3. 自店ご本人あての場合
はすべて200円貼付

登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

隨時

締切日付 2025/ 6/30
得意先CD

日本共産党長野市会議員団 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

登録番号 T5100001002030

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				2,643	264	2,907

今回御請求額	
[A]+[B]	
／ 2,907	

※：輕減稅率對象品目

隨時

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 7 月 4 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費		パソコン、複合機賃貸借料(6月分)	26,400
	その他の経費			330
合 計				26,730 円

(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付

電信扱

1
出納済
7. 7. 4
7/12
収入印紙
小切手
100円貼付
現金+手数料が
5万円未満非課税
2. 払戻請求書
・非課税
3. 自店ご本人あての場合
はすべて200円貼付

登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

隨時

隨時

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 7 年 7 月 9 日			
支 払 先	ひまわり印刷所・赤旗長野出張所			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費	市議団ニュース 印刷代	12,750	/
	人 件 費	〃 折り込み料	12,900	/
	事 務 所 費			
	そ の 他 の 経 費			
			合 計	25,650 円 /

(領収書添付欄)

請求書

日本共産党長野市議団 御中

¥12,750

上記の金額を印刷代金として請求いたします。

明細は下記の通りです

月日	品名	様式	マスター代	枚数	単価	版下作成料	合計	
6月12日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼び込み	A4片面		150	4,300	2	4,000	12,750

2025年 6 月 16 日
ひまわり印刷所
長野市栗田653-81
TEL227-5655



領收書

日本共産党長野市議団 御中

¥12,750

上記の金額を印刷代金として領収しました。

明細は下記の通りです

月日	品 名	様 式	マスター代	枚 数	単価	版下作成料	合 計
6月12日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼び込み	A4片面	150	4,300	2	4,000	12,750
	合 計					4,000	12,750

2025年 7 月 9 日
ひまわり印刷所
長野市栗田653-81
Tel227-5655



請求書

日本共産党長野市議団 御中

¥12,900

上記の金額を折り込み代金として請求いたします。

明細は下記の通りです

月 日	品 名	折込単価	枚 数	金額
6月13日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼込み	3	800	2,400
6月15日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼込み	3	3,500	10,500
	合 計		4,300	12,900

2025年 6 月 16 日
赤旗長野出張所
長野市栗田653-81
TEL227-5005



領收書

日本共産党長野市議団 御中

¥12,900

上記の金額を折り込み代金として領収しました。

明細は下記の通りです

月 日	品 名	折込代	枚 数	金額	
6月13日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼込み		3	800	2,400
6月15日	市議団ニュースNo.280 6月議会呼込み		3	3,500	10,500

2025年 7 月 9 日
赤旗長野出張所
長野市栗田653-81
TEL227-5005

日本共産党長野市議団ニュース No.280 2025.6.13

発行：日本共産党長野市議会議員団 Tel/Fax 266-7882 メール：nsjcp@mx1.avis.ne.jp

6月市議会が始まりました（6月12日～6月27日まで16日間）

日本共産党市議団の本会議質問日程、主な質問項目

市民の皆さんの様々な願いや不安にこたえる立場から質問提案を行います。

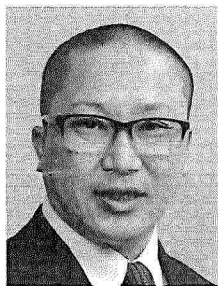
一般質問

6月18日(水)午前10時55分頃～(57分) 野々村ひろみ議員



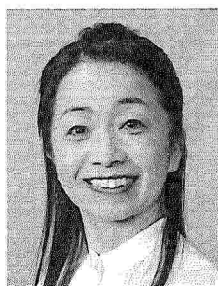
1. 消費税減税について
2. 令和の米騒動と長野市の農業政策
 - ① 令和の米騒動と自民党の農業政策について
 - ② 長野市の農業について
3. 駅前B-1地区再開発事業について
 - ① 事業の進捗について
 - ② 総事業費の見直しと公金投入について
 - ③ その他
4. こどもの権利条例について
 - ① 相談窓口について
 - ② こどもの権利条例に基づく改善について
7. 中学校の部活動の地域移行について 4. 高校生の通学について
- ウ. 「長野市大人と子どもの心得八か条」について
5. マイナ保険証について
6. その他
 - ① 国民健康保険証所有者全員への資格確認書の送付について
 - ② その他

6月19日(木)午前10時40分頃～(31分) 滝沢しんいち議員



1. 公共交通について
 - ① バス路線の減便・廃止について
 7. 高校生の通学への対応について 4. 土日の運行について
 - ウ. 代替路線への住民意見の反映について
 - ② バス路線全体の再編、充実について
2. スポーツによるまちづくりについて
 - ① ホームアリーナの高機能化整備について
 - ② オリンピック施設の大規模改修について

6月20日(金)午前10時45分頃～(29分) あでがわ希議員



1. ケアマネ不足に対する支援について
2. 地域おこし協力隊の受け入れ態勢について
3. 防犯灯の更新費用について

傍聴に
お出かけ
ください

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支払日	令和 7 年 7 月 10 日			
支払先	NTTファイナンス			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費		電話料 (6月分)	8,902
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
				8,902 円
(領収書添付欄)				

口座振替のご案内 (東日本ご利用分)

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 本庁7階
日本共産党長野市議団 様

郵便区内特別



14775

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 6月25日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3330111 (無料)
【還付先】
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本
-8691 郵便(株) 仙台東郵便局私書箱8号
社用コード J30041121002 14775 14696 00 D
61 010100 0 0 25060510D日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
026-266-7882	2025年 6月ご請求分	8,902円	2025年 7月10日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 8,902円 うち消費税等 809円

ご請求額合計 8,902円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名

口座番号

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT東日本からのお知らせ フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご利用料金内訳に記載の「解約金がかからない期間」超過後自動更新します(更新後契約期間24ヵ月)。更新不要の際はNTT東日本へご連絡ください。なお、「にねん割」は2024年3月に満了月を迎えたお客さまから順次提供を終了いたします。「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は解約金がかかります(戸建て向けサービス4,950円(税込)、集合住宅向けサービス1,650円(税込))。詳しくはフレッツ公式HPをご確認ください。*NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(東日本ご利用分)お客様電話番号等 026-266-7882
(BILLING NUMBER)ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
日本共産党長野市議団 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account. (2025年 7月25日発行)

2025年 6月ご請求分	(2025年 7月10日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,902円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納
付につき
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	026-266-7882	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025 年 6 月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆026-266-7882			
◇NTT東日本ご利用分			
8,902	2,350	回線使用料〈基本料〉(事務用) 5月11日～ 6月10日	合 算
	5,400	フレッツ光利用料 (N:ファミリー) 5月 1日～ 5月31日	お客 合 算
	212	ダイヤル通話料 5月11日～ 6月10日。なお前月分は263円でした。	合 算
	128	携帯電話等への通話料 5月11日～ 6月10日。なお前月分は0円でした。	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。	合 算
	809	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	8,902	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。